

大学の運営に関する明星大学の方針

1. 大学の適正な運営のため、関係法令及び学内規程に則り、学長のリーダーシップのもと、教学組織および事務組織を整備するとともに、役職者の権限および責任を明確にする。
2. 健全な財政基盤を維持するため、中期財務計画を策定し、これに基づく予算編成・執行を行う。また、学生の収容定員数を確保し、各種補助金、外部資金および寄付金などの獲得に積極的に取り組む。
3. 理事会とその運営を支える法人事務組織および法人設置の明星中学校・高等学校、明星小学校、明星幼稚園との適切な連携体制を維持する。
4. 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員および事務職員のスタッフ・ディベロップメント (SD) を組織的に実施する。
5. 三様監査（監事、監査法人、内部監査室）を行い、大学運営の健全性と透明性を確保し、社会に対して財務状況を積極的に公表する。